

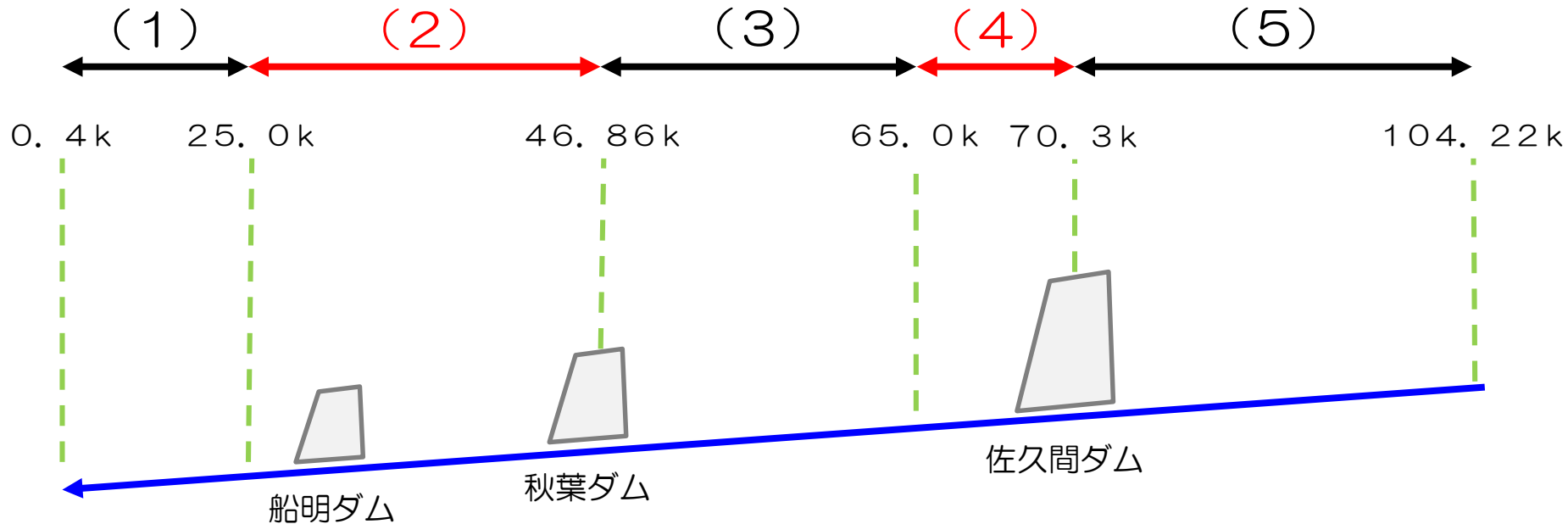
第14次 天竜川水系天竜川（下流） 砂利等の採取に関する規制計画 （令和3年度～令和7年度）の概要

浜松河川国道事務所 河川管理課

現行(第13次)の規制計画の概要

○前回(令和3年3月31日まで)の砂利採取規制

- | | | | | |
|-----|--------|---|---------|--------------------------|
| (1) | 0.40k | ~ | 25.00k | : 可能 (粒径規制: 10ミリ以上のみ採取可) |
| (2) | 25.00k | ~ | 46.86k | : 禁止 (河床低下している箇所が多いため) |
| (3) | 46.86k | ~ | 65.00k | : 可能 (粒径規制: 10ミリ以上のみ採取可) |
| (4) | 65.00k | ~ | 70.30k | : 禁止 (河床が安定しているため) |
| (5) | 70.30k | ~ | 104.22k | : 可能 |



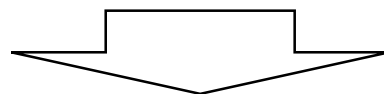
1. 禁止区間の撤廃
2. 採取可能量の増加
3. 粒径規制の緩和

1. 禁止区間の撤廃

○前回（第13次）の区間

(1)	0.40k	～	25.00k	: 可能
(2)	25.00k	～	46.86k	: 禁止 (河床低下している箇所が多いため)
(3)	46.86k	～	65.00k	: 可能
(4)	65.00k	～	70.30k	: 禁止 (河床が安定しているため)
(5)	70.30k	～	104.22k	: 可能

採取可能区間総延長：約76.66km



○今回（第14次）の区間

(1)	0.40k	～	25.00k	: 可能
(2)	25.00k	～	46.86k	: 可能 ※
(3)	46.86k	～	63.40k	: 可能
(4)	63.40k	～	70.30k	: 可能 ※
(5)	70.30k	～	104.22k	: 可能

※ 河床低下（安定）している箇所と堆積している箇所が混在しているため、採取可能区間とした上で、申請時に採取希望箇所の状況を横断図等で確認し、当該箇所での採取を認めるか否かを判断する

採取可能区間総延長：約103.82km

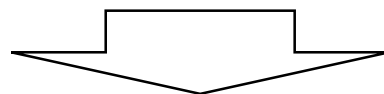
前回計画と比較して採取可能区間が、約35.4%（約27.16km）増加

2-1. 採取可能量の増加

○前回（第13次）の採取可能量

(1)	0.40k	～	25.00k	:	約280万m ³
(2)	25.00k	～	46.86k	:	禁止
(3)	46.86k	～	65.00k	:	約90万m ³
(4)	65.00k	～	70.30k	:	禁止
(5)	70.30k	～	104.22k	:	約1700万m ³

合計：約2070万m³



○今回（第14次）の採取可能量

(1)	0.40k	～	25.00k	:	約700万m ³
(2)	25.00k	～	46.86k	:	約300万m ³ （新規増）
(3)	46.86k	～	63.40k	:	約73万m ³
(4)	63.40k	～	70.30k	:	約3万m ³ （新規増）
(5)	70.30k	～	104.22k	:	約1630万m ³

合計：約2706万m³

前回計画と比較して採取可能量が、約30.7%（約636万m³）増加

2-2. 掘削可能量と採取可能量の考え方

○前回（第13次）の掘削可能量と採取可能量の考え方

掘削可能量：基本方針河床以上

採取可能量：整備計画河床以上を原則、整備計画河床と基本方針河床が等しい場合は基本方針河床+0.5m以上

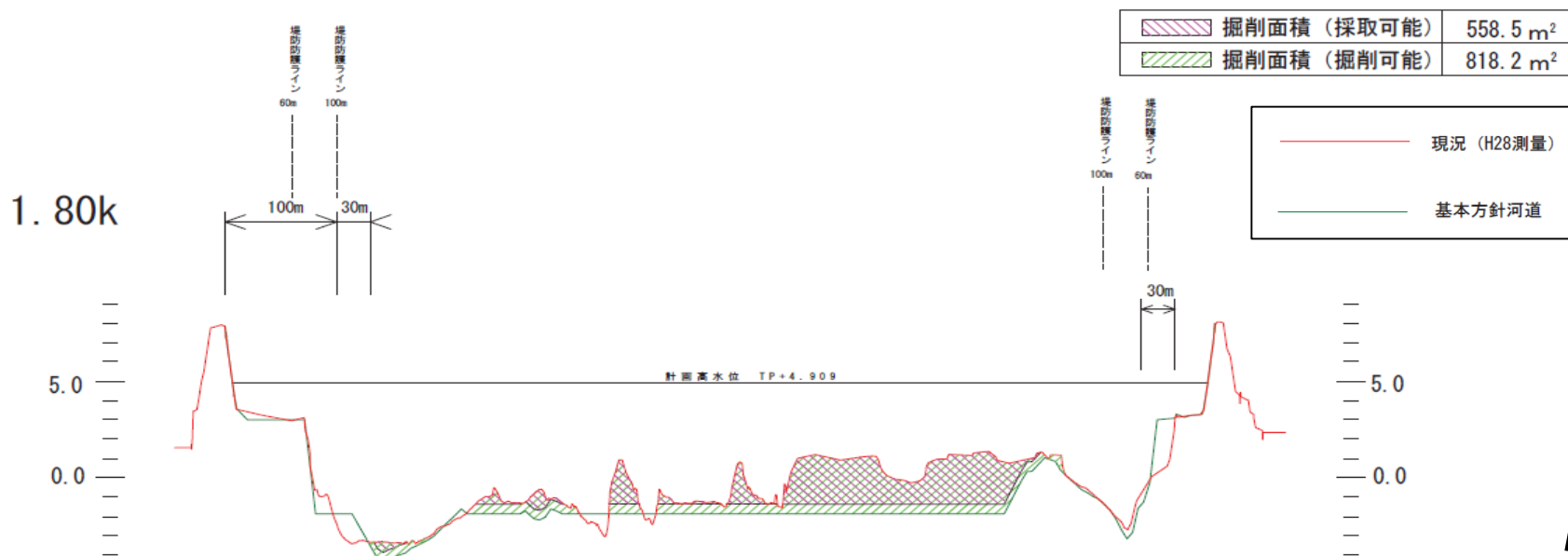


○今回（第14次）の掘削可能量と採取可能量の考え方

掘削可能量：基本方針河床以上（変更なし）

採取可能量：基本方針河床+0.5m以上

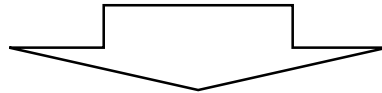
（採取可能な深さをどこまで認めるかは、申請時の上下流の河床の状況等を踏まえ、審査時に判断する）



2-3. 整備計画河床以下まで採取する場合の運用方針

○砂利採取する場合の要件（全区間共通）

掘削・採取の範囲及び時期によっては、上下流の河床や周辺の河川管理施設等に影響を与える可能性があるため、事前に河川管理者と協議し、**河川管理者が問題ないと認める範囲でのみ可能とする。**



○河川管理者が問題ないと認める範囲の考え方

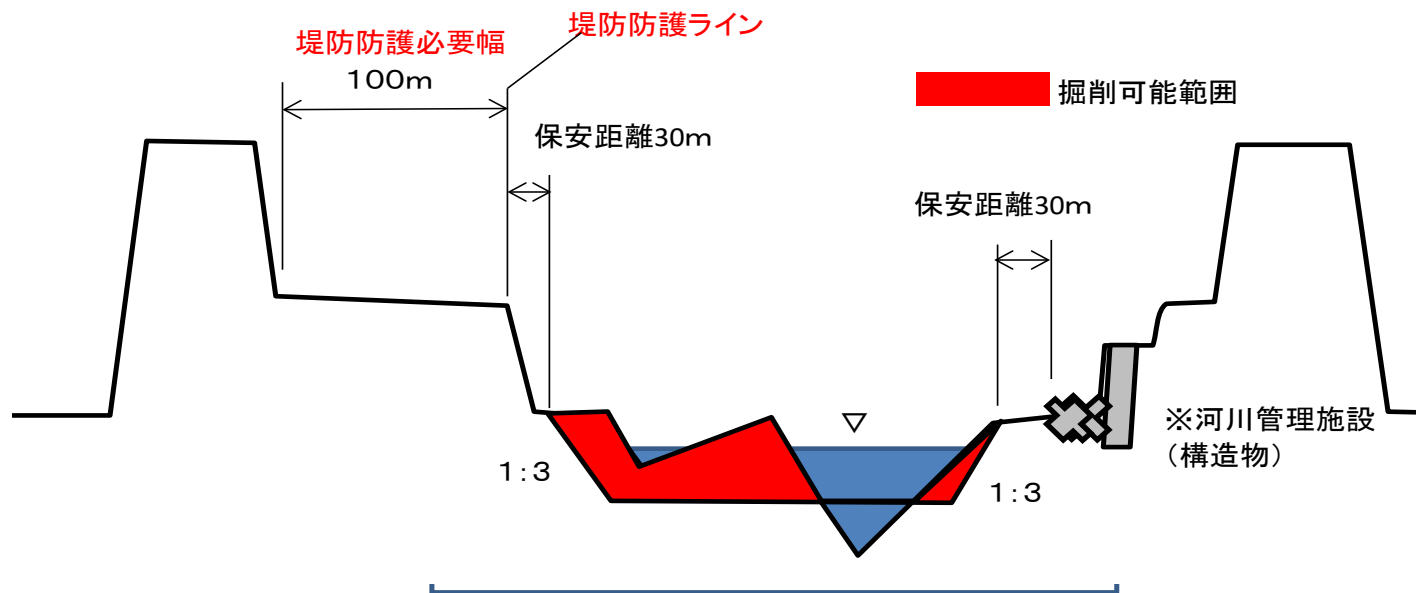
- 原則として砂利採取は整備計画河床以上の範囲とする。
- ただし、下記の2点が確認された場合のみ、基本方針河床+0.5m以上の範囲の砂利採取を認める。

【整備計画河床～基本方針河床+0.5mの間の砂利採取を認める場合の確認事項】

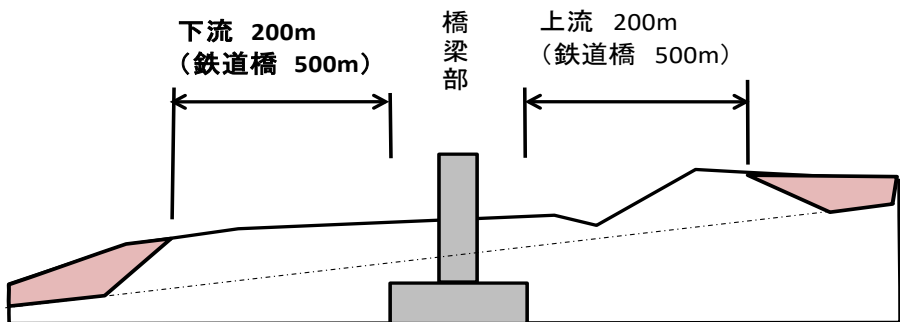
- 砂利採取箇所周辺の護岸の根入れが採取後の想定河床-1.0m以下になることが確認されていること。
- 計画している砂利採取が完了した後の想定河床で河床変動計算を実施し、周辺施設への影響（橋梁や護岸の根入れ不足等）が発生しないことが確認されていること。

2-4. 保安距離の考え方

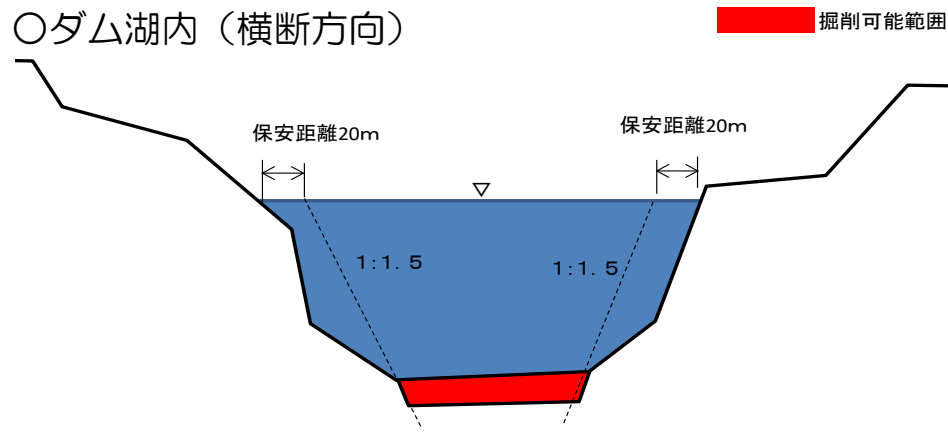
○一般河道部（横断方向）



○橋梁付近（縦断方向）



○ダム湖内（横断方向）



※ただし、佐久間貯水池については、急峻な岩盤により河岸際が構成されていることから、常時満水位が接する河岸より10m地点から掘削勾配で下ろした範囲とする（現行と同様）

3. 粒径規制の緩和

○前回（第13次）の粒径規制

- (1) 0.40k ~ 70.30k : 10ミリ以上の粒径
- (2) 70.30k ~ 104.22k : 粒径規制なし



○今回（第14次）の粒径規制

- (1) 0.40k ~ 70.30k : 0.85ミリを上回る粒径
- (2) 70.30k ~ 104.22k : 粒径規制なし

天竜川流砂系総合土砂管理計画（平成30年3月作成）より抜粋

粒径集団 I (0.010mm ~ 0.20mm)
 河道には堆積せず、海岸で沖合に流出してしまう成分

粒径集団 II (0.20mm ~ 0.85mm)
 河道に堆積せず、海岸で砂浜を形成する成分

粒径集団 III (0.85mm ~ 75mm)
 河道に堆積して河床を形成する成分

粒径集団 IV (75mm以上)
 河道に堆積して河床を形成する成分

粒径集団の設定



総合土砂管理計画のとおり、河口部に到達する想定 of 土砂は、粒径集団 I 及び II であることから、粒径規制を粒径集団 II の最大値（0.85ミリ）に変更

1. 禁止区間の撤廃

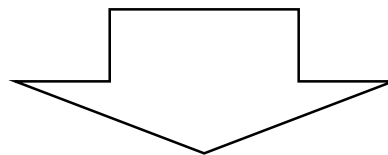
→採取可能区間が、約35.4% (約27.16km) 増加

2. 採取可能量の増加

→採取可能量が、約30.7% (約636万m³) 増加

3. 粒径規制の緩和

→粒径規制を、10ミリから0.85ミリに緩和



民間砂利採取の増加を期待